

高知県造林事業査定要領の一部改正 新旧対照表

改 正 後

高知県造林事業査定要領

高知県造林事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく事業のうち、森林環境保全整備事業（地域未来交付金を含む。以下、同じ。）及び農山漁村地域整備交付金の補助金算定は、この要領に定めるところによる。なお、再造林等支援事業の補助金算定は、要綱に定めるところによる。

1～2 [省略]

3 標準単価

ア～イ[省略]

ウ[省略]

(ア)～(イ)[省略]

(ウ) 特殊地存えで荒廃竹林整備を実施する場合、出材重量を1.2m³/tで換算し、単価表の範囲内に該当する単価を適用できるものとする。

4 査定係数

[省略]

区	分	査定係数
森林環境保全 直接支援事業	市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施策が可能な森林の区域」又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において森林経営計画、特定間伐等促進計画、 <u>実施権配分計画又は一括計画</u> （以下「森林経営計画等」という。）に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り。	[省略]
	[省略]	[省略]
以下 [省略]		

現 行

高知県造林事業査定要領

高知県造林事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく事業のうち、森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金の補助金算定は、この要領に定めるところによる。なお、再造林等支援事業の補助金算定は、要綱に定めるところによる。

1～2 [省略]

3 標準単価

ア～イ[省略]

ウ[省略]

(ア)～(イ)[省略]

[新設]

4 査定係数

[省略]

区	分	査定係数
森林環境保全 直接支援事業	市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施策が可能な森林の区域」又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において森林経営計画、特定間伐等促進計画 <u>又は</u> 実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り。	[省略]
	[省略]	[省略]
以下 [省略]		

5～6 [省略]

7 間接費等

(1) 現場監督費は、標準単価設定通知の第3の2に基づき、標準単価の21%に相当する額とする。また、熱中症対策として、7月1日から9月30日までの期間に、事業期間の過半を占める施業においては、標準単価の1%に相当する額を現場監督費とは別に間接費に加算することができる。さらには、「林業の作業現場における技能者の在籍状況の把握等について」(令和7年3月21日付け6林政経第365号経営課長・森林利用課長通知)に基づき、事業主体が、技能者が3割以上在籍するものとして県により公表又は把握されている場合は、標準単価の1%に相当する額を現場監督費とは別に間接費に加算することができる(技能者とは、FL(フォレストリーダー)、FM(フォレストマネージャー)又は技能検定2級以上の合格者とする。)。事業主体が県・市町村・森林整備法人である場合は、その請負事業者を加算対象とする。ただし、申請のみを代理で行う者は対象外とする。

なお、当該現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況が明確に記録されている場合に限り、現場監督費を加算できるものとする。

(2)・(3) [省略]

8 附則

この要領は、令和8年7月22日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表1

造林事業標準単価構成因子

区 分	構成因子
人工造林	[省略]
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、 <u>雑草木除去費</u> 、枝葉除去費
以下 [省略]	

[省略]

5～6 [省略]

7 間接費等

(1) 現場監督費は、標準単価設定通知の第3の2に基づき、標準単価の21%に相当する額とする。また、熱中症対策として、7月1日から9月30日までの期間に、事業期間の過半を占める下刈りにおいては、標準単価の1%に相当する額を現場監督費とは別に間接費に加算することができる。

(2)・(3) [省略]

8 附則

[新設]

別表1

造林事業標準単価構成因子

区 分	構成因子
人工造林	[省略]
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
以下 [省略]	

[省略]